

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり  
特定非営利活動法人認証申請があった。

平成二十五年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

|                      |       |                             |  |               |
|----------------------|-------|-----------------------------|--|---------------|
| 特定非営利活動法人の名称         | の代表者  | 主たる事務所所在地                   | 定款に記載された目的   | 申請の日          |
| 特定非営利活動法人 p.us.<br>Z | 峯本 貴夫 | 広島県廿日市市<br>市陽光台二丁目<br>五番地二一 | この法人は、自動車産業の総合的な発達に関する事業、自動車用機械・器具及び工具の精度の保持、品質の向上並びに公正な流通の促進を図ることにより自動車の安全確保及び環境保全に貢献し、もってわが国の産業経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。 | 平成二五年<br>四月二日 |